

1. 件名：東海再処理施設の廃止措置計画に係る面談
2. 日時：令和4年1月27日(木)13時30分～15時00分
3. 場所：原子力規制庁10階会議室 ※一部出席者はTV会議にて実施
4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

審査グループ 研究炉等審査部門

細野安全管理調査官、北條主任技術研究調査官、有吉上席安全審査官

小舞管理官補佐、加藤原子力規制専門員

検査グループ 核燃料施設等監視部門

宮坂原子力運転検査官

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

安全・核セキュリティ統括部 安全・核セキュリティ推進室 マネージャー 他1名

再処理廃止措置技術開発センター 副センター長 他7名

5. 要旨

○国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）から、東海再処理施設の廃止措置に係る検討状況について、配付資料に基づき説明があった。

○また、原子力機構より、ガラス固化技術開発施設（TVF）におけるガラス固化処理の再開に向けた対応状況について説明があった。

○原子力規制庁より、以下の通りコメントを伝えた。

（資料2について）

- ・廃止措置における人材確保について、今後廃止措置を進めていく上での課題に対して必要な人材確保の目標と、その目標を達成するための計画を示すこと。

（資料3について）

- ・工程洗浄で行う分離精製工場における機器の操作について、既許認可の設計の範囲内で実施する操作か否かで各操作を分類しているが、既許認可の範囲内で実施するとしている操作についても、設計において想定されているが通常運転で実施したことのない操作が存在することから、これらの操作が明確になるよう分類を見直すこと。
- ・設計において想定されていない操作については、臨界安全性等の技術的な評価をより詳細に説明すること。

○原子力機構より、了承した旨返答があった。

6. 配付資料

資料1 原子力規制委員会からのご質問（洗浄運転の実施可否等）の回答について

- 資料 2 廃止措置段階における人材確保の考え方について
- 資料 3 工程洗浄で行う操作と既許認可の関係について
- 資料 4 東海再処理施設の安全対策に係る面談スケジュール（案）